

令和7年度

支給認定申請・保育園等入園のてびき
(2号・3号認定)



【お問い合わせ先】

江北町役場 こども教育課

子育て支援係 TEL 8 6 - 5 6 2 3

1 支給認定について

教育・保育施設の利用を希望する場合、町から支給認定を受ける必要があります。支給認定には3種類あり、支給認定区分によって利用できる施設が異なります。

支給認定区分		保育の必要性	保護者の状況	利用できる施設
満3歳以上	1号認定	なし	幼稚園等での教育を希望される場合	・幼稚園 ・認定こども園（教育部分）
	2号認定	あり	保育を必要とする事由に該当し、保育園等での保育を希望される場合	・保育園 ・認定こども園（保育部分） ・小規模保育所（3号認定のみ）
満3歳未満	3号認定			

(1) 保育を必要とする事由

保育を必要とする事由	保育必要量	支給認定の有効期間
① 就労（家庭外・家庭内労働）	月48時間 ～120時間未満 →短時間 月120時間以上 →標準時間	就労している期間
② 同居又は長期入院している親族の看護・介護	申請内容により 短時間／標準時間	看護・介護が必要なくなるまでの期間
③ 就学（職業訓練校や専門学校等）	申請内容により 短時間／標準時間	最終通学日の月末までの期間
④ 妊娠・出産	標準時間	出産予定日の前1ヶ月から後2ヶ月の期間
⑤ 保護者の疾病・障害	申請内容により 短時間／標準時間	療養が必要なくなるまでの期間
⑥ 災害復旧にあたっている場合	標準時間	災害復旧が終了するまでの期間
⑦ 求職活動中	短時間	入所日から3ヶ月
⑧ 虐待やDVのおそれがある	標準時間	危険性がなくなるまでの期間
⑨ 育児休業取得中で、すでに保育所を利用している子がいて継続して利用が必要と認められる場合	短時間	出生児童の年齢が1歳になる年の年度末までの期間
⑩ その他上記に類するものとして認める場合	申請内容により 短時間／標準時間	町長が必要と認める期間

(2) 保育必要量（保育施設を利用できる時間）について

2号・3号認定（保育認定）を行う場合、保護者の保育を必要とする事由（就労時間等）によって保育必要量の認定を行います。

保育必要量には、「標準時間」と「短時間」の2種類があり、標準時間の場合は最大11時間、短時間の場合は最大8時間保育施設を利用することができます。

<保育必要量の例>

保育必要量	認定の例
標準時間	<ul style="list-style-type: none">・両親のいずれもがフルタイムで就労している場合又はそれに近い場合（月120時間以上勤務している場合）・父が就労し、母が妊娠・出産により子どもを保育することができない場合・ひとり親世帯で、保護者がフルタイムで就労している場合又はそれに近い場合
短時間	<ul style="list-style-type: none">・両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労している場合又はそれに近い場合（月48時間以上120時間未満勤務している場合）・両親の1人が就労しているが、1人が求職活動を行うことで子どもを保育することができない場合・両親のいずれかが育児休業期間中である場合

※保育を必要とする理由や申請内容によって標準時間認定・短時間認定の基準を定めていますが、勤務時間帯や送迎時間等により、恒常的に延長保育を利用しなければならない状況にある場合、保護者の申請により標準時間認定を行う場合があります。

(3) ならし保育について

入園してからしばらくは、施設での生活に慣れるために「ならし保育」が実施される場合があります。ならし保育とは、お子さんが集団生活に慣れていく状況を見ながら、保育時間を半日程度から徐々に延ばしていくことです。お子さんがスムーズに集団生活になじめるために必要となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

※ならし保育の期間や内容は各施設によって異なりますので、詳細は各施設へお尋ねください。

※ならし保育期間も保育料は通常通りとなります。ご了承ください。

2 支給認定申請・入園申込みについて

(1) 施設の見学

入園申込を行う前に、必ずお子さんと一緒に施設の見学を行ってください。

(2) 入園申込書兼支給認定申請書の提出

○当初申込受付期間

令和6年10月28日(月)～令和6年11月8日(金) ※土・日・祝日を除きます。

○提出場所

江北町役場 こども教育課

○提出書類

- ①入園申込書兼支給認定申請書 ※児童ごと
- ②児童の保育・健康状況調査書 ※児童ごと
- ③支給認定及び入園申込に関する同意書兼誓約書 ※児童ごと(コピー可)
- ④保護者の状況によって提出すべき書類 ※児童ごと(コピー可)

A 就労	雇用されている場合	就労証明書
	自営業の場合	就労証明書及び営業許可証又は確定申告書等の写し
B 同居又は長期入院している親族の看護・介護	看護・介護申立書及び看護・介護される方の診断書、介護保険証の写し又は看護等の状況がわかるものの写し	
C 就学	大学その他の学校または職業訓練校等の在籍証明書、学生証などの写し	
D 妊娠・出産	母子手帳の写し(出産予定日がわかる部分)	
E 保護者の疾病・障害	診断書	
F 災害復旧にあたっている場合	罹災したことを証明するものの写し	
G 求職活動中	求職活動申立書及びハローワーク受付票の写し	

※入園申込書兼支給認定申請書や就労証明書等の様式は、町ホームページからダウンロードが可能です。

※上表に記載のもの以外にも、必要に応じて提出をお願いする場合があります。

※必要な書類が全て揃わない場合、正式な受付とはなりませんのでご注意ください。

※申請後に保育を必要とする事由が変わった場合、速やかに届出及び手続きを行ってください。

(例 勤務先の変更、退職、妊娠・出産、育児休業の取得、離婚、結婚 など)

(3) その他留意事項

- ・入園申込は、毎年度必要です。
- ・利用希望施設については、可能な限り第5希望までご記入ください。
- ・利用希望者が多いことにより、希望する施設に入園できない場合があります。
- ・江北町にお住まいの場合でも、町外の保育施設の利用を希望することができます。この場合も、江北町への入園申込が必要ですのでご注意ください。
- ・次年度4月の利用に向けた認定事務が集中し審査に時間を要することから、審査結果については3月上旬までにお知らせします。

3 利用調整について

保育園等の利用可能人数を上回る申し込みがあった場合、保護者の状況等を点数化し、利用調整を行います。

<利用調整の例>

空き状況		希望者	点数	第1希望	第2希望	第3希望	選考結果
A施設	なし	Xさん	25点	A施設	記入なし	記入なし	⇒入所保留
B施設	1人	Yさん	23点	A施設	B施設	C施設	⇒B施設へ入所決定
C施設	1人	Zさん	20点	B施設	A施設	C施設	⇒C施設へ入所決定

Xさんの場合

第1希望：空きがなく、A施設のみ希望していたため入所保留となります。

Yさんの場合

第1希望：空きがないため保留となります。

第2希望：1人分の空きがあり、Zさんより点数が高いため、B施設へ入所決定となります。

第3希望：第2希望で入所決定となったため、調整は行いません。

Zさんの場合

第1希望：1人分の空きがあったものの、Yさんより点数が低いため、保留となります。

第2希望：空きがないため保留となります。

第3希望：1人分の空きがあり、Zさん以外の利用希望者がいないため、入所決定となります。

4 利用者負担額（保育料）について

（１）保育料の無償化について

教育認定の満3歳以上児、保育認定の3歳以上児及び0歳児から2歳児の市町村民税非課税世帯は無償化の対象となります。

（２）保育料の算定方法について

◇令和7年4月～令和7年8月までの保育料

令和6年度の保護者（父母等）の市町村民税所得割額により決定します。

◇令和7年9月～令和8年3月までの保育料

令和7年度の保護者（父母等）の市町村民税所得割額により決定します。

※市町村民税所得割額は、住宅借入金等の税額控除前の額を用います。

※年度途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中の保育料は変わりません。

（３）保育料の軽減について

同一世帯で2人以上の就学前児童が同時に保育園等を利用している場合、第2子は半額、第3子以降は0円となります。

なお、兄弟姉妹で通園する施設が異なる場合でもカウントの方法は同じです。

☆多子計算の年齢制限の撤廃による軽減

市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯は、生計を一にする最年長の子を第1子とし、第2子は半額、第3子以降は0円となります。

☆ひとり親世帯等に係る軽減

市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等（ひとり親世帯、障がい者（児）のいる世帯）については、生計を一にする最年長の子を第1子とし、第2子は半額、第3子以降は0円となります。

※障がい者（児）とは…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書を持つ方

（４）その他

- ・認定こども園、小規模保育所、町外の公立保育園に入所される場合は、入所される各施設へのお支払となります。
- ・江北保育園、町外の私立保育園に入所される場合は、納付書または口座振替により町へ納付していただきます。口座振替による納付を希望される方は、金融機関窓口にてお手続きください。
- ・主食費、副食費などは施設の区分に関わらず施設で徴収されます。支払方法などについては施設へご確認ください。
- ・保育料等が滞納となっている場合は、児童手当からの徴収や給料等の差し押さえを行うことがあります。また、教育・保育施設等への入園をお断りする場合があります。

江北町階層別利用者負担額基準表（1号認定）

階層区分	市町村民税所得割額	利用者負担額		
		3歳以上児	主食費	副食費
第1階層	生活保護受給世帯	0円	実費徴収	免除
第2階層	市町村民税非課税世帯 (所得割額非課税世帯含む)	0円		
第3階層	77,100円以下	0円		
	77,100円以下 (ひとり親世帯等)	0円		
第4階層	77,101円以上 211,200円以下	0円		実費徴収 (第3子以降は免除)
第5階層	211,201円以上	0円		

<留意事項>

- (1) 算定の基礎となる市町村民税所得割額について
利用者負担額算定に用いる市町村民税所得割額には、配当控除、寄附金税額控除、住宅借入金等特別控除、株式等譲渡所得割控除などは適用しません。
- (2) 階層区分の年度切替について
階層区分は、4月から8月までは前年度の市町村民税所得割額、9月から翌3月までは当年度の市町村民税所得割額により決定します。
- (3) 副食費の免除について
第1階層から第3階層は、全員免除となります。
第4階層及び第5階層は、小学3年生以下の範囲で最年長の子を第1子とし、第3子以降は免除となります。

江北町階層別利用者負担額基準表（2号認定・3号認定）

階層区分	市町村民税所得割額	利用者負担額					
		3歳未満児		3歳以上児			
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	主食費	副食費
第1階層	生活保護受給世帯	0円	0円	0円	0円	実費徴収	免除
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円		
第3階層	48,600円未満	18,700円	18,500円	0円	0円		
	48,600円未満 (ひとり親世帯等)	8,600円	8,600円	0円	0円		
第4-1階層	48,600円以上 57,700円未満	28,800円	28,400円	0円	0円		
	48,600円以上 77,101円未満 (ひとり親世帯等)	8,600円	8,600円	0円	0円		
第4-2階層	57,700円以上 97,000円未満	28,800円	28,400円	0円	0円		
	77,101円以上 97,000円未満 (ひとり親世帯等)	28,800円	28,400円	0円	0円		
第5-1階層	97,000円以上 133,000円未満	41,300円	40,800円	0円	0円		
第5-2階層	133,000円以上 169,000円未満	42,700円	42,100円	0円	0円		
第6-1階層	169,000円以上 235,000円未満	56,700円	55,800円	0円	0円		
第6-2階層	235,000円以上 301,000円未満	58,500円	57,600円	0円	0円		
第7-1階層	301,000円以上 349,000円未満	74,400円	73,200円	0円	0円		
第7-2階層	349,000円以上 397,000円未満	76,800円	75,600円	0円	0円		
第8階層	397,000円以上	99,800円	98,300円	0円	0円	実費徴収 (第3子以降は免除)	

<留意事項>

(1) 多子世帯の軽減制度について

- ・第1階層から第4-1階層は、生計を一にする最年長の子を第1子とし、第2子は半額、第3子以降は0円となります。
- ・第4-2階層から第8階層は、小学校就学前かつ施設等を同時に利用する最年長の子を第1子とし、第2子は半額、第3子以降は0円となります。また、3歳以上児の副食費については、第3子以降は免除となります。

(2) 算定の基礎となる市町村民税所得割額について

利用者負担額算定に用いる市町村民税所得割額には、配当控除、寄附金税額控除、住宅借入金等特別控除、株式等譲渡所得割控除などは適用しません。

(3) 階層区分の年度切替について

階層区分は、4月から8月までは前年度の市町村民税所得割額、9月から翌3月までは当年度の市町村民税所得割額により決定します。

4 町内の教育・保育施設について

○幼稚園

施設名		所在地	定員	電話番号
公立	江北幼稚園	山口1153番地	130名	0952-86-4350

○保育園

施設名		所在地	定員	電話番号
公立	江北保育園	山口1184番地1	100名	0952-86-4350

○認定こども園

施設名		所在地	定員	電話番号
私立	永林寺保育園	上小田2378番地	教育部分 15名 保育部分 100名	0952-86-5271
	江北ひかりこども園	佐留志2024番地1	教育部分 15名 保育部分 117名	0952-65-1070
	ひとのねこども園	山口1866番地1	教育部分 15名 保育部分 45名	0952-37-1238

○小規模保育所

施設名		所在地	定員	電話番号
私立	小規模保育所なのはな	山口2018番地1	19名	0952-86-4317
	ニチイキッズこうほく保育園	佐留志2001番地	19名	0952-86-2367